

条例の提案に対する意見の申出について（報告）

令和6年2月定例県議会に提案される福岡県公立学校情報機器整備基金条例案について、別紙1のとおり福岡県知事から意見を求められたため、福岡県教育委員会の事務委任等に関する規則（昭和42年福岡県教育委員会規則第6条）第4条第1項の規定に基づき、臨時代理により、別紙2のとおり回答しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和6年2月21日

教 育 長

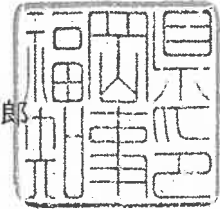
別紙 1

5 教施 第 8 7 0 号

令和 6 年 1 月 1 6 日

福岡県教育委員会 殿

福岡県知事 服部 誠太郎



福岡県GIGAスクール構想加速化基金条例に関する議案の提案に対する意見の聴取
について（依頼）

令和 6 年 2 月定例県議会に、福岡県GIGAスクール構想加速化基金条例に係る議案を別紙の
とおり提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律
第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、貴教育委員会の意見を求めます。

別紙 2

5 教施第 8 7 1 号
令和 6 年 1 月 1 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

福岡県教育委員会



福岡県GIGAスクール構想加速化基金条例に関する議案の提案に対する意見
の申出について（回答）

（対1月16日5教施第870号）

さきに意見聴取のあった標記事項については、同意します。

福岡県公立学校情報機器整備基金条例の制定について

1 制定理由

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における情報機器の整備を推進するため、福岡県公立学校情報機器整備基金を設置するための条例を制定するもの。

2 条例の概要

国のGIGAスクール構想に基づき令和2年度から令和3年度に導入された公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校における端末の更新に関しては、GIGAスクール構想第2期を念頭に、予備機の整備も含め、5年程度をかけて計画的に更新する必要がある、国は、自治体の実施する端末の更新への財政支援のための必要経費を令和5年度補正予算に計上し、補助金を交付する方針を示した。

それに基づき、本県も端末更新の補助事業活用のため、補助金受入のための基金を設置したうえで、同基金から必要経費を支出する仕組みをとることを決定したことから、その設置に必要な事項を条例で定めるもの。

(1) 基金の積立て

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(2) 基金の処分

知事は、第一条（設置）の目的を達成するため、基金を処分することができる。

(3) 条例の失効時期等

この条例は、令和11年6月30日限り、その効力を失い、失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付する。

3 施行期日

公布の日

第四六号議案

福岡県公立学校情報機器整備基金条例の制定について

右の条例案を別紙のとおり提出する。

令和六年二月二十二日

福岡県知事 服部 誠太郎

理由

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における情報機器の整備を推進するため、福岡県公立学校情報機器整備基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

福岡県公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における情報機器の整備を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、福岡県公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 知事は、第一条の目的を達成するため、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和十一年六月三十日限り、その効力を失う。

3 この条例の失効の際現に基金に残額があるときは、当該残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。